# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	中川村寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中川村は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

中川村長

### 公表日

令和4年11月1日

1. 特定個人情報フ	アイルを取り扱う事務
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	中川村が地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(えるさと納税ワンストップ特例)の求めを行う寄附者からの申請を受け付け、当該寄附者の住所地の市区町村に対し、その情報を通知する。 寄附金税額控除に係る申告特例に関する事務の適正な事務管理に際し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  1 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付 2 税額の控除を行う住所地の市区町村に、申告特例通知書を送付
2. 特定個人情報ファ	
2. 特定個人情報ファ 寄附金税額控除に係るファイル	
③システムの名称  2. 特定個人情報ファイル  多附金税額控除に係るファイル  3. 個人番号の利用	アイル名
2. 特定個人情報ファ 寄附金税額控除に係るファイル	アイル名
2. 特定個人情報ファ 寄附金税額控除に係るファイル  3. 個人番号の利用  法令上の根拠	申告特例申請情報ファイル、寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル、オンラインワンストップ申請情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項、第4項及び別表第一16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 める事務を定める命令 ・第16条 地方税法

①実施の有無	[ 実施しない	]	1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠			

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	産業振興課
②所属長の役職名	産業振興課長

### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 中川村役場総務課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3001

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 中川村役場産業振興課 〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草4045-1 0265-88-3001

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未满 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和4年10月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		14年10月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類				
[ 基礎	項目評価	書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関に	ついては、それぞれ፤	<b>直点項目</b> 評	価書又は全項	頁目評価書において、リスク	対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(	青報提供	ŧネットワークシスラ	テムを通じ	た入手を除	<b>(</b> 。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイル(	の取扱い	の委託			[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供		]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	−の接続		[〇]接	続しない(入手) [〇	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監	<u></u>
9. 従業者に対する教育・日	<b>各</b>					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	いる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			-		